



# 第2次八女市社会教育計画

令和3年度～令和8年度

八女市教育委員会



## はじめに

八女市では、平成25年3月に「八女市社会教育計画（平成25年度～令和2年度）」を策定し、「生きる力の育成と 豊かな心を育てる まちづくり」を目指して社会教育の振興に取り組んできました。

しかしながら、わが国の少子化による人口減少と高齢化は著しく、技術革新や価値観の多様化など社会を取り巻く環境は大きく変化しており、地域社会においても、経済の縮小や地方財政の悪化、貧困、つながりの希薄化による社会的孤立や地域の担い手不足などの問題が生じてきています。

また、「人生100年時代」と言われる超長寿社会を迎えるにあたり「人生の再設計」が必要とされる中、より豊かな人生を送るための暮らし方、生き方も多様化しています。

多様化、複雑化する社会環境の中で、一人一人が自分らしく充実し、安心して暮らすことのできる社会を築くためには、自ら学び理解を深め、その成果を活かして、地域課題の解決に向け主体的に活動できる人と地域をつくることが重要です。

社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な役割を持っており、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が果たすべき役割とされています。

「第2次八女市社会教育計画」では、「学びを活かし、つながる まちをつくる」を基本理念として、今後6年間の社会教育の分野ごとの方針とこれを実現するための施策を定めました。

学びを通じて人とつながり、互いに認め合いながら、地域に対する愛着や誇りを持って持続的なまちづくりに取り組むことができるよう、社会教育を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた八女市社会教育計画策定委員のみなさまに心から感謝申し上げます、本計画の推進につきまして一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

八女市教育委員会

教育長 橋本吉史

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	1
1 生涯学習と社会教育	1
2 計画策定の背景と意義	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	4
5 評価	4
<b>第2章 基本理念と基本方針</b>	5
1 基本理念	5
2 基本方針	5
3 体系図	6
<b>第3章 社会教育推進の基本目標と施策の展開</b>	7
<b>基本方針Ⅰ 市民が生涯にわたって学び活躍するとともに、平和を尊重するまちをつくる</b>	
基本目標1 生涯学習活動の推進	7
基本目標2 青少年の健全育成・体験活動の推進	9
基本目標3 平和意識の普及・高揚	11
<b>基本方針Ⅱ 歴史と伝統に育まれた“八女文化”が活きるまちをつくる</b>	
基本目標1 筑紫君磐井と八女古墳群及び南北朝時代等の歴史的文化遺産の保存・活用	12
基本目標2 地域の伝統行事や伝統芸能の継承	14
基本目標3 市民の文化・芸術団体の育成と芸術文化振興事業の推進	15
<b>基本方針Ⅲ スポーツの力で、健康なまちをつくる</b>	
基本目標1 スポーツの振興	17
基本目標2 スポーツによる地域活性化	19
<b>基本方針Ⅳ すべての市民が自分らしく暮らせるまちをつくる</b>	
基本目標1 人権啓発の推進	20

## 資料

- ・策定の経緯
- ・八女市社会教育計画策定委員会要綱
- ・第2次八女市社会教育計画策定委員名簿

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 生涯学習と社会教育

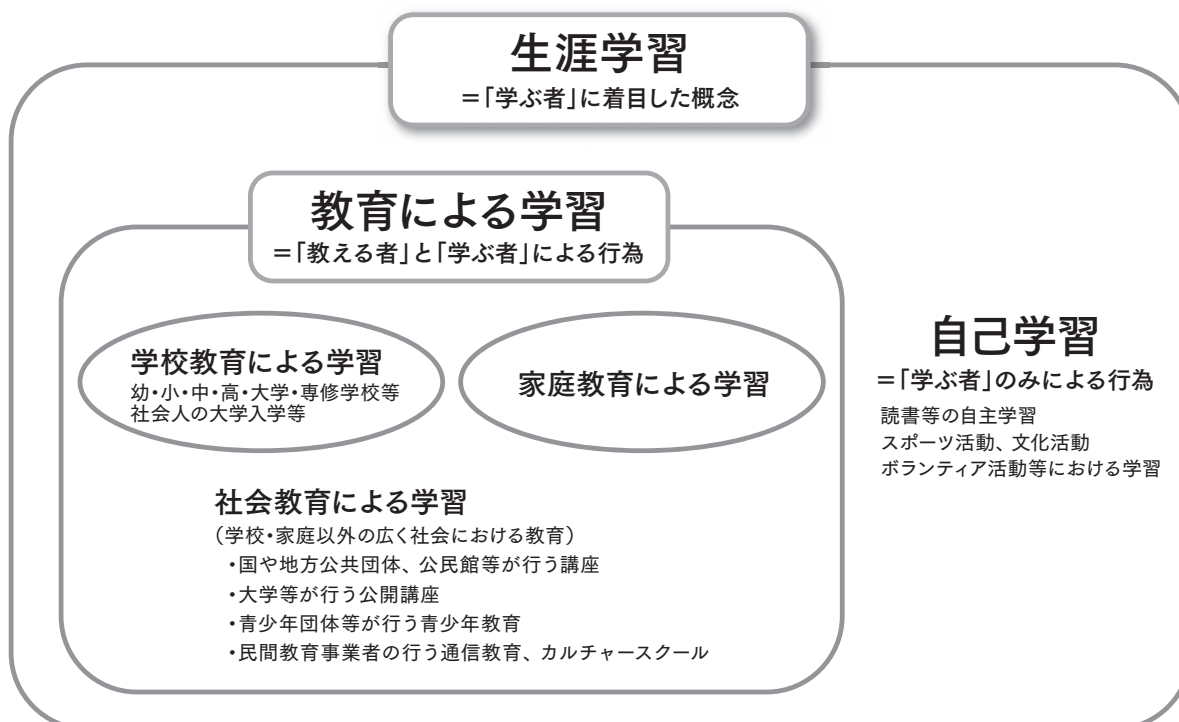
生涯学習の理念は、教育基本法（平成18年法律第120号）第3条で、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と定められています。

また、社会教育は、同法第12条で、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」と定められ、社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条では、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義されています。

生涯学習とは、生涯にわたる学習活動のことを指しており、これに対して社会教育とは、社会における教育機能、つまり、人々の学習に対する教育的な働きかけであり、自発性を尊重しながら、その学習を「教育的に高める活動」であるという特徴を持っています。

また、領域の面からみると、生涯学習は学校・家庭・地域社会を含めた社会のあらゆる分野にわたっていることに対し、社会教育は、学校教育、家庭教育と並ぶひとつの分野に位置づけられます。

社会教育には、住民の主体的な学びを支援し、その学びの成果を生かす機会を提供するものとして、生涯学習の中核的な役割があります。



<文部科学省：「生涯学習・社会教育に関する基礎資料」より>

## 2 計画策定の背景と意義

八女市は、平成18（2006）年10月1日に上陽町と、更に、平成22（2010）年2月1日には黒木町、立花町、矢部村、星野村と、二度にわたる合併を経て、令和2（2020）年2月に合併10周年を迎えました。

新八女市は、10年の歴史を刻み、旧市町村の住民の交流や一体化が少しずつ進んでいるようにみえます。平成25（2013）年3月には、「生きる力の育成と豊かな心を育てるまちづくり」を将来像に掲げ、平成25（2013）年度から令和2（2020）年度までの8年間を計画期間とした八女市社会教育計画を策定し、これにより各種社会教育の施策を推進してきました。

しかしながら、この間、社会を取り巻く環境はさらに多様化、複雑化し、八女市においても、少子高齢化の進行とともに、人口減少も進んでおり、共同作業や祭りの担い手不足など、新たな課題が生じています。

2015年9月の国連サミットでは、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、加盟国193か国が2030年までに達成するための17の国際目標が掲げられました。

地方自治体においても、SDGsの理念を踏まえ、誰一人として取り残さない社会づくりを目指した取組が求められています。

また、国においては、平成29（2017）年3月の社会教育法改正により、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について規定され、平成30（2018）年12月の中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」においては、「社会教育」を基盤とした「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が重要な社会教育の役割とされました。

このような中、「第1次八女市社会教育計画」が令和2（2020）年度で終期を迎えることから、新たな課題とその解決に向けた具体的な取組を明確化し、効果的に社会教育を推進していくため、「第2次八女市社会教育計画」を策定します。

### — SDGsについて —

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットにおいて、国連加盟193か国の合意により採択された、2030年までに達成すべき包括的な17のゴール（目標）と、その下位に示された169のターゲットにより構成されています。

日本では、「SDGsアクションプラン」が策定され、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献することとされ、地方自治体においてもSDGs達成に向けた取組を進めることとされています。

本計画では、SDGsの目標と、対象やスケール等は異なるものの、SDGsに掲げる「持続可能な社会の実現」と方向性は同一であり、計画に定めた施策を着実に実行することで、SDGsの目標達成につなげていきます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



	<p><b>1. 貧困をなくそう</b> あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>		<p><b>10. 人や国の不平等をなくそう</b> 国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p><b>2. 飢餓をゼロに</b> 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>		<p><b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする</p>
	<p><b>3. すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>		<p><b>12. つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
	<p><b>4. 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p><b>13. 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
	<p><b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>		<p><b>14. 海の豊かさを守ろう</b> 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p><b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>		<p><b>15. 陸の豊かさを守ろう</b> 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
	<p><b>7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに</b> すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p><b>16. 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
	<p><b>8. 働きがいも経済成長も</b> すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>		<p><b>17. パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p><b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>		<p><b>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</b></p>

### 3 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第5次八女市総合計画」の社会教育分野の個別計画として位置づけ、八女市教育大綱、教育施策要綱等との整合を図り、社会教育の推進に関する具体的な施策を示すものです。

### 4 計画の期間

計画の期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。

### 5 評価

本計画書に掲げる主な取組については、その実施状況や達成状況等について、定期的に評価・検証を行うこととします。



## 第2章 基本理念と基本方針

本計画は、「第5次八女市総合計画」を踏まえ、社会教育に関する取組を具体的に定めるもので、市民が生涯にわたり自ら学び、学びを通じたつながりの中で、その成果を個人の生活や地域で活かし、よりよい地域づくりにつなげることで、ふるさとを愛し、心豊かに暮らせるまちづくりを目指します。

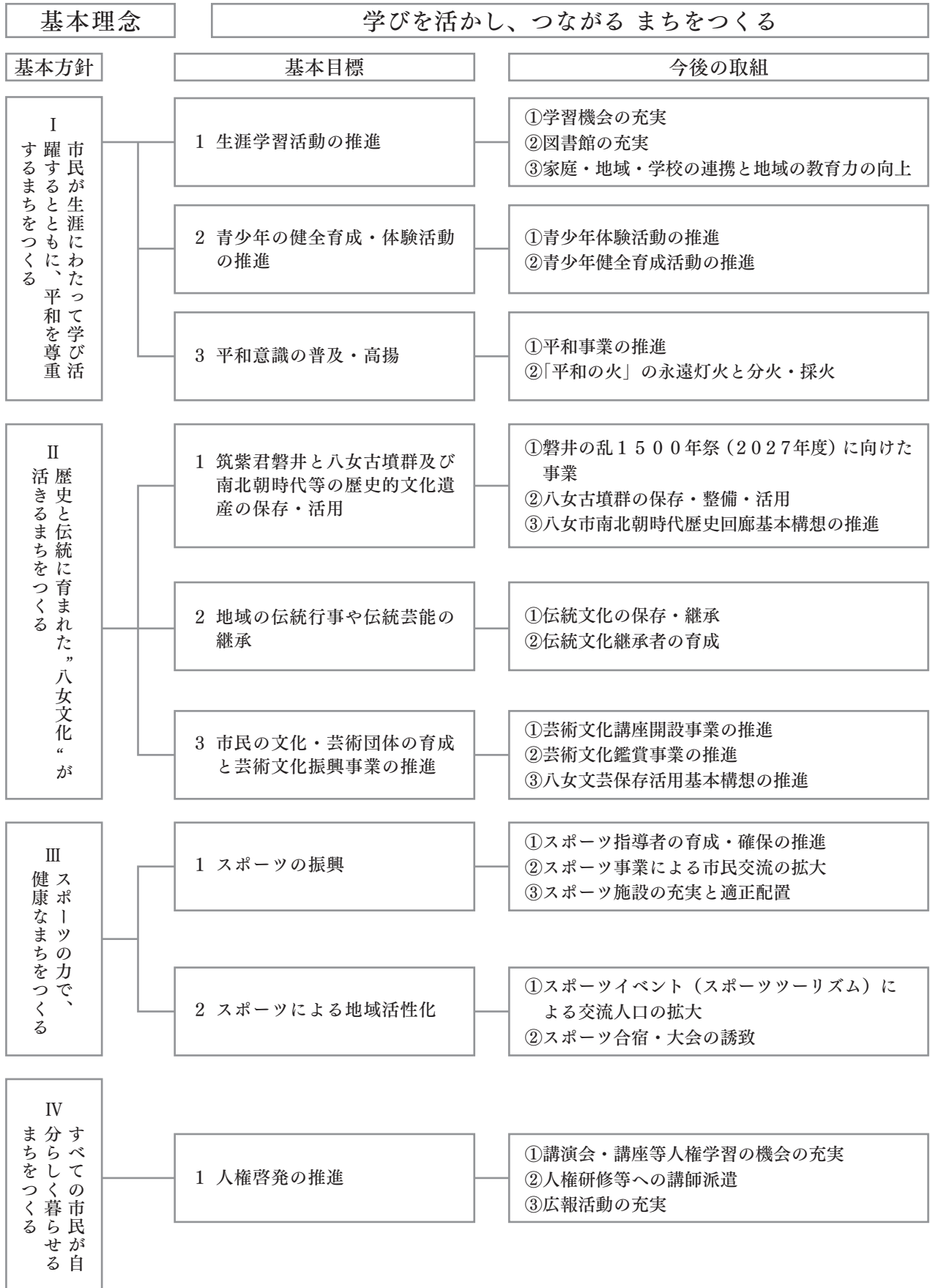
### 1 基本理念

学びを活かし、つながるまちをつくる

### 2 基本方針

- I 市民が生涯にわたって学び活躍するとともに、平和を尊重するまちをつくる
- II 歴史と伝統に育まれた“八女文化”が活きるまちをつくる
- III スポーツの力で、健康なまちをつくる
- IV すべての市民が自分らしく暮らせるまちをつくる

### 3 体系図



## 第3章 社会教育推進の基本目標と施策の展開

### 基本方針 I

市民が生涯にわたって学び活躍するとともに、平和を尊重するまちをつくる



### 基本目標 1 生涯学習活動の推進

#### (1) 現状と課題

市民を取り巻く環境がより多様化、複雑化し、また、「超長寿社会」を迎えていく中で、人生100年時代を見据えた「人生の再設計」が必要とされています。

今後は、急激に変革する社会構造の中で、100年という長い期間をより充実したものとするため、社会の変化や地域の実態に対応した生涯学習の機会を提供するとともに、その学びの成果を活かせるしくみづくりを進めていくことが必要です。

#### (2) 今後の取組

##### ① 学習機会の充実

市民のニーズに対応し、地域の特性を活かしながら多世代に対する学習機会を提供し、生涯学習活動を推進します。

また、自治公民館との連携を図り、地域における生涯学習活動の推進を図ります。

(主な事業)

事業名	事業概要
公民館講座事業	各公民館で市民のニーズや地域性を取り入れた様々な分野での学習機会を提供し、学んだ知識や技術を暮らしの充実や地域課題解決に活かし、人づくり、地域づくりへつなげます。
高齢者教育事業	時代の変化に沿った体験・交流・学びの講座を提供し、生きがいのある生活を送り自主的な活動ができるように推進します。
自治公民館の支援	公民館連絡協議会と連携し、研修会の開催等により活動の充実を図ります。

(評価指標)

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
公民館講座数	130 講座	130 講座
公民館講座受講者数	2,500 人	2,500 人

## ② 図書館の充実

図書館は、生涯学習の拠点として、市民のニーズに応じた資料や情報を計画的かつ積極的に収集・提供し、親しみやすく利用しやすい図書館を目指します。また、移動図書館の拠点整備を進め、全市域での読書環境の向上に努めます。

「八女市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもと本の出会いの場を提供し、継続した読書習慣の育成に取り組んでいきます。また、図書館ボランティアを通じた市民参画を推進し、市民との協働による図書館づくりを進めます。

(主な事業)

事業名	事業概要
図書資料情報提供	地域の特性や市民ニーズを考慮した資料を収集、整理し提供する。また、Webサービスの充実に取り組みます。
子どもの読書推進事業	「八女市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもが読書習慣を身につけるよう、段階的、定期的な取組を行います。
図書館ボランティアとの協働による図書館づくり	図書館ボランティアの活動を通じた市民参画を推進し、市民との協働による図書館づくりを進めます。
移動図書館の拠点整備等	移動図書館の拠点整備を進めることで、多くの市民に本が届くようサービスの充実を図ります。

(評価指標)

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
市民一人当たりの年間貸出冊数	3.0 冊	3.6 冊

### ③ 家庭・地域・学校の連携と地域の教育力の向上

家庭・地域・学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支えるしくみづくりを推進します。

(主な事業)

事業名	事業概要
地域学校協働活動事業	地域と学校が連携し市民の協力を得ながら学校活動の支援や、体験活動を行うことで、社会全体で子どもの学びや成長を支え、地域活動の活性化を図ります。
家庭教育セミナーの開催	P T A、学校、子育て支援機関等と連携し、家庭教育に関する学習機会の提供や情報の発信などを行います。

(評価指標)

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
家庭教育事業参加者数	363 人	500 人

## 基本目標 2 青少年の健全育成・体験活動の推進

### (1) 現状と課題

人口減少や少子化、情報通信機器の急速な発展、普及などによる社会環境の変化による課題は複雑化し、また、人間関係や地域のつながりの希薄化などは以前から問題視されています。

こうした社会環境の中で子どもたちが自主性、社会性を身につけ、社会の一員として成長するためには、自己肯定感を育むことが必要であるとされており、そのために有効な体験活動の機会と内容の充実を図っていきます。

また、子ども会育成連絡協議会や青少年育成市民の会などによる、各地域における青少年の健全育成活動の支援に取り組んでいきます。

### (2) 今後の取組

#### ① 青少年体験活動の推進

自然体験、社会体験等の様々な活動プログラムを実施し、協調性や自己肯定感を養います。また、校区や学年を越えた仲間や、ボランティアスタッフなどの大人との関りの中で社会性を育み、リーダーとなる人材の育成を図ります。

(主な事業)

事業名	事業概要
小学生対象講座	ふるさとの人・文化歴史・自然等に触れ、学びながら成長していくことをめざして、様々な体験活動を各地域ごとに実施します。
中高生対象講座	将来を担うリーダー育成のために様々な体験活動や社会貢献活動を各地域ごとに実施します。
ボランティア派遣事業	学校・保育所等をはじめ、地域での体験活動の充実を図るため、ボランティアの派遣を行います。
21世紀青少年チャレンジウォーク事業	校区や学年を越えた仲間と助け合い、ふるさとの自然に触れながら長距離を歩き通すことにより忍耐力を身に付け、仲間とともに達成感を味わう喜びを体験させます。

(評価指標)

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
講座に参加して成長したと感じた子どもの割合(受講生アンケート結果)	—	80%
子どもの成長を感じた保護者の割合(保護者アンケート結果)	—	80%
ボランティア派遣回数	17回	25回

② 青少年健全育成活動の推進

地域ぐるみでの青少年育成活動を充実させるため、青少年育成市民の会、子ども会育成連絡協議会等の活動を支援します。また、子どもを取り巻く有害環境への対応、インターネットの適切な利用についての働きかけなど青少年健全育成に関する情報提供、啓発活動を行います。

(主な事業)

事業名	事業概要
青少年健全育成に関する情報紙の発行	青少年の健全育成に関する事業の情報提供、啓発活動を行います。

## 基本目標3 平和意識の普及・高揚

### (1) 現状と課題

日本では戦後75年が経過し平和な日常を過ごせています。一方、世界ではテロや紛争などが今も絶えることなく、核実験や核兵器開発も繰り返されています。

また、戦争体験者は高齢となり、年々減少し、戦争を知らない市民が増える中、悲惨な戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さと戦争の愚かさを後世に伝えていかなければなりません。

### (2) 今後の取組

#### ① 平和事業の推進

広島原爆投下日に平和の広場で開催する「平和祈念式典」をはじめ、様々な取り組みにより平和意識を啓発するため、平和事業を推進していきます。

(主な事業)

事業名	事業概要
平和祈念式典	広島に原爆が投下された8月6日に、核兵器廃絶と恒久平和の願いを込めて開催します。
平和事業	担当課で組織する平和事業推進委員会で様々な平和事業を推進します。

#### ② 「平和の火」の永遠灯火と分火・採火

原爆犠牲者への弔慰と全世界から核兵器と戦争を無くし、人類恒久の平和を広く訴えるため、星野村の平和の広場に灯る「平和の火」を永遠に灯し続けます。また、「平和の火」の分火・採火による各種団体の事業を通じ、平和の尊さを啓発していきます。

(主な事業)

事業名	事業概要
「平和の火」の永遠灯火	核兵器廃絶と恒久平和を訴えるシンボルとして平和の塔で広島原爆の火「平和の火」を灯し続けます。
「平和の火」の分火・採火	平和事業を実施するために、希望する各種団体に「平和の火」を分火または採火します。

(評価指標)

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
平和事業への納得度 (市民アンケートの結果)	83%	90%

## 基本方針Ⅱ

### 歴史と伝統に育まれた“八女文化”が生きるまちをつくる



## 基本目標 1 筑紫君磐井と八女古墳群及び南北朝時代等の歴史的 文化遺産の保存・活用

### (1) 現状と課題

郷土の英雄「筑紫君磐井」がいた古墳時代に始まり、「懐良親王」「良成親王」の活躍する南北朝時代を経て積み重ねてきた八女の歴史は、次の世代に継承していくべき大切な遺産であり、市民にとってかけがえのないものです。この歴史的文化遺産を保存しながら活用に取り組んでいます。

### (2) 今後の取組

#### ① 磐井の乱1500年祭（2027年度）に向けた事業

磐井の乱（527年）から1500年に当たる2027年に、「磐井の乱1500年祭」を計画しています。令和9（2027）年は岩戸山歴史文化交流館が開館12年目となることから、施設内部のリニューアルを併せて検討します。また、包括連携協定を締結した大阪府高槻市と歴史文化を通じた交流を図ります。

#### (主な事業)

事業名	事業概要
歴史文化交流事業	大阪府高槻市との連携事業の推進

#### (評価指標)

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
交流事業の数	—	3件

#### ② 八女古墳群の保存・整備・活用

八女古墳群は全国屈指の大古墳群であり、ここから出土した石人・石馬は九州の古墳文化を代表するものとして大変貴重で、その多くは国の重要文化財に指定されています。筑紫君磐井をはじめ、先人たちが残した貴重な文化財を保存・継承し、八女の歴史の奥深さを全国に発信しながら、市内に点在する文化遺産について紹介するとともに、古代体験を通じた交流活動や学校教育との連携による新しい教育活動の場として活用して行きます。



(主な事業)

事業名	事業概要
岩戸山歴史文化交流館運営事業	企画展の開催及び歴史講座・イベントの実施
八女古墳群整備事業	八女古墳群の追加指定及び周辺整備事業の実施

(評価指標)

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
岩戸山歴史文化交流館入館者数	27,360 人	28,000 人
国指定史跡の件数 (八女古墳群の追加指定)	1 件 (5 基)	1 件 (7 基)

### ③八女市南北朝時代歴史回廊基本構想の推進

南北朝時代の歴史を後世に伝える文化遺産をふるさとの恵と捉え、南北朝時代ゆかりの文化遺産を守り、活かす取組を推進します。

(主な事業)

事業名	事業概要
南北朝の歴史事業	南北朝の歴史に関する事業の推進

(評価指標)

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
歴史講演会等開催数	1 回	1 回

## 基本目標 2 地域の伝統行事や伝統芸能の継承

### (1) 現状と課題

本市では、今日まで受け継がれてきた国指定重要無形民俗文化財の「八女福島の燈籠人形」をはじめ、県指定や市指定の無形民俗文化財である伝統行事や伝統芸能の保存公開に対する支援を行っています。

また、この伝統文化を今後も絶やすことなく後世に引き継ぐための保存活動や継承活動への取組にも努めています。

### (2) 今後の取組

#### ① 伝統文化の保存・継承

八女市には、国指定の「八女福島の燈籠人形」をはじめ、県指定の「旭座人形芝居」、「田代の風流」、「はんや舞」、「八女津媛神社の浮立」、市指定の「土橋八幡宮神幸行事」、「柳島の十七夜（あめがたま祭り）」、「公卿唄」、「岩崎の子ども川まつり」などの伝統行事や伝統芸能が市内各地域で受け継がれており、今後も引き続き保存公開を行うとともに継承に努めます。

(主な事業)

事業名	事業概要
伝統文化保存・公開事業	無形民俗文化財の保存公開に対する支援

(評価指標)

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
無形民俗文化財の保存公開数	9事業	9事業

#### ② 伝統文化継承者の育成

今日まで受け継がれてきた伝統文化を今後においても絶やすことなく受け継ぐため、「八女福島の燈籠人形」については保存会会員が指導者となり、子ども教室を開催して後継者を育成します。

また、「旭座人形芝居」についても専門の講師を招聘し、浄瑠璃（語り）を中心とした講座を開催して継承者の育成を図ります。

このほか、「旭座人形芝居」と「八女津媛神社の浮立」については、これまで小中学校等と保存会（地域）が連携を図り取り組んでいる後継者育成事業についても引き続き支援を行います。

(主な事業)

事業名	事業概要
伝統文化継承者育成事業	伝統文化（行事）の継承者育成に向けた講座の開催及び支援

(評価指標)

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
「八女福島の燈籠人形」子ども教室受講者数	23 人	25 人
「旭座人形芝居」後継者育成講座受講者数	9 人	12 人

### 基本目標3 市民の文化・芸術団体の育成と芸術文化振興事業の推進

#### (1) 現状と課題

本市では、各種文化団体による様々な文化・芸術活動が展開されており、活動成果の発表会等が市内各地で開催されています。今後も八女市民会館・八女文化会館を中心に市民の文化・芸術活動の振興を図ると共に、市内各地で行われている事業とのネットワーク化を図ることが望まれます。

このほか、文化芸術保存活用事業として郷土出身の芸術家や文化人に関する作品や資料等の収蔵を行い、保存活用に向けた取組を推進します。

#### (2) 今後の取組

##### ① 芸術文化講座開設事業の推進

八女市民会館は世界的ピアノの名器として知られているベーゼンドルファー、スタインウェイのグランドピアノを設置しています。2台の音色や弾き具合、ハーモニーホールの響きを体験・体感して頂くことにより、芸術文化の普及や来場者の開拓を目指すとともに演奏会やコンクールに際し、ホールで演奏できる機会を提供しています。

(主な事業)

事業名	事業概要
芸術文化講座開設事業	おりなす八女音楽塾、世界のピアノ体験企画、音楽講座などの開設

(評価指標)

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和 8 年度)
世界のピアノ体験参加者数 (延べ人数)	105 人	130 人

### ② 芸術文化鑑賞事業の推進

八女市民会館・八女文化会館を拠点として、おりなす八女文化事業振興会による各種鑑賞事業を実施します。

また、子どもの鑑賞力アップ事業などを企画し、芸術文化を通して次世代を担う子どもたちの育成を図ります。

(主な事業)

事業名	事業概要
芸術文化鑑賞事業	各種コンサート、演劇、落語などの鑑賞事業を開催

(評価指標)

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和 8 年度)
市民会館・文化会館利用者数	208,000 人	230,000 人

### ③ 八女文芸保存活用基本構想の推進

本市は、これまでに数多くの文化人や著名人などを輩出していることから、これらに関する作品や資料等を一堂に集めた八女文芸館（仮称）の施設整備計画を策定し、本市の文化芸術に関する資料の保存活用を推進します。

(主な事業)

事業名	事業概要
文化芸術保存活用	文化芸術の保存活用に向けた資料収集ほか

(評価指標)

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和 8 年度)
収蔵品点数	13,213 点	14,000 点

## 基本方針Ⅲ

### スポーツの力で、健康なまちをつくる



## 基本目標 1 スポーツの振興

### (1) 現状と課題

近年、健康寿命の延伸についての関心が高まり、市内において、様々なスポーツ事業が開催され、市民がスポーツをより身近に感じ、スポーツに親しむ機会が増えています。

一方で、人口の減少・少子高齢化や生活様式の多様化等時代の変化により、スポーツ人口の減少と指導者等の高齢化が進んでいる状況にあります。

本市では、平成28(2016)年5月『スポーツ・健康づくり都市宣言』を行い、「市民ひとり1スポーツ」を目指しています。市民のスポーツへの関心を高め、スポーツの力で、市民の健康づくりと市民交流を推進するとともに、スポーツを通じた交流人口の拡大を図り、健康的なまちづくりを進めることが必要です。

また、本市には、37のスポーツ施設があり、その多くの施設で老朽化が進み、今後安全な施設の提供が困難になることが懸念されます。市民がスポーツに親しみ、健康づくりを実践するフィールド(場)を維持していくためには、施設に対する利用者ニーズや需要と供給のバランスに配慮した持続可能な施設のあり方が求められています。

### (2) 今後の取組

#### ① スポーツ指導者の育成・確保の推進

スポーツの多様化・高度化に伴い、それらのニーズに応じた実技指導等を行うことができる人材の育成・確保が必要となっています。総合型地域スポーツクラブや体育協会等との連携を図りながら、研修会等を通して、指導者の育成・確保を図っていきます。

(主な事業)

事業名	事業概要
スポーツ指導者研修会の開催	スポーツ指導者の育成と確保を図るために、研修会を開催します。
スポーツ推進委員との連携強化	スポーツ推進委員と連携し、スポーツ事業を実施しスポーツの振興を図ります。
体育協会との連携強化	体育協会と連携し、競技スポーツ事業を実施しスポーツの振興を図ります。
総合型地域スポーツクラブ等社会体育団体の支援	総合型地域スポーツクラブ等社会体育団体の活動を支援します。

## ② スポーツ事業による市民交流の拡大

未就学児から高齢者、学生、社会人等が参加できるスポーツ大会やスポーツ教室等のスポーツ事業を開催することで、市民の健康づくりの推進と市民交流の拡大を図っていきます。

(主な事業)

事業名	事業概要
地域や家庭におけるスポーツ活動の推進	地域や家庭でスポーツ活動を行う際に、情報提供と道具等の貸出しや指導者の派遣を行います。
学校、地域、各種団体との連携	学校、地域、各種団体と連携し、スポーツ事業を実施します。

(評価指標)

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
スポーツイベントの参加者数	35,907 人	43,000 人

## ③ スポーツ施設の充実と適正配置

施設の安全確保と快適な施設環境を維持するために、既存施設の改修及び備品等の充実に努めます。また、施設の機能・規模が適正な配置となるように努めます。

(主な事業)

事業名	事業概要
社会体育施設の整備・充実	市民がスポーツを快適に利用できる施設の環境を整備します。
学校体育施設開放事業の充実	市民がスポーツを快適に利用できる学校体育施設の環境を整備します。
社会体育施設の適正配置	八女市体育施設等管理計画に基づき、施設の適正化を進めます。

(評価指標)

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
体育施設の利用者数	431,367 人	450,000 人
体育施設配置数	37 施設	30 施設

## 基本目標 2 スポーツによる地域活性化

### (1) 現状と課題

市内各地区において、マラソン大会等のスポーツイベントを開催しています。また、八女東部スポーツ公園には良質な天然芝(サッカー場2面)を有するスポーツ拠点施設があります。このようなイベントや施設を観光資源として有効に活用し、市民のスポーツに対する意識や関心を高めるとともに、様々な交流を創出し交流人口の拡大を図りながら、スポーツ振興と地域活性化に取り組む必要があります。

### (2) 今後の取組

#### ① スポーツイベント(スポーツツーリズム)による交流人口の拡大

マラソン大会等市内で開催するスポーツイベントをとおして、様々な交流を創出し交流人口の拡大を図ります。

(主な事業)

事業名	事業概要
マラソン大会等スポーツイベントの開催	茶のくに八女ハーフマラソン、八女市駅伝大会、八女桜まつり健康マラソン大会、ほしの健康ウォーキング大会を開催します。

(評価指標)

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
イベント参加者数	3,000人	3,500人

#### ② スポーツ合宿・大会の誘致

八女東部スポーツ公園を利用したサッカーやグラウンドゴルフ等県内外の宿泊を伴う合宿・大会等の誘致及び平日利用の促進を図ります。

(主な事業)

事業名	事業概要
合宿・大会等の誘致	各事業所・団体等へ施設をPRし、サッカー等の合宿・大会等の誘致活動を実施します。

(評価指標)

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
八女東部スポーツ公園利用者数	19,008人	21,000人

## 基本方針Ⅳ

### すべての市民が自分らしく暮らせるまちをつくる



## 基本目標 1 人権啓発の推進

### (1) 現状と課題

社会情勢や人々の価値観の変化に伴い、人権問題を巡る状況は複雑化、多様化してきています。これまでの同和問題、女性や子ども、高齢者、障がいのある人などに対する人権問題に加え、性的少数者や外国人等に対する偏見や差別、インターネットを通じた人権侵害など新たな人権問題が顕在化しています。すべての市民の基本的な人権が尊重されるまちづくりを実現するために、複雑多様化する人権問題に対し、課題解決に向けた人権施策をより一層推進していくことが求められています。

人権尊重のまちづくりは行政だけで可能となるものではないため、市民をはじめ様々な主体との連携により啓発活動に取り組み、人権尊重の意識を地域に浸透させていく体制づくりが必要です。

### (2) 今後の取組

#### ① 講演会・講座等人権学習の機会の充実

多様な学習ニーズに合わせ、様々な人権問題をテーマにした講演会、講座等の内容充実を図り、人権への気づき、学びの機会の提供や市民が主体的に学ぶことができる人権学習の環境づくりを進めます。

(主な事業)

事業名	事業概要
人権・同和問題に関する各種講演会、講座等開催事業	同和問題啓発強調月間(7月)や人権週間(12月)等、人権に関連した月間・週間に合わせた講演会等の開催や人権・同和問題に関する講座等の開催

(評価指標)

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
人権・同和問題に関する研修等の参加者のうち「理解できた」と感じた人の割合	83%	85%



## ② 人権研修等への講師派遣

地域、企業、各種団体等が実施する人権をテーマとした研修会・講座等に講師を派遣し、人権意識の高揚を図る学習機会を提供します。

(主な事業)

事業名	事業概要
企業等への講師派遣事業	地域、企業、各種団体等の人権・同和問題をテーマにした研修への講師派遣を通じた自主学習への支援

(評価指標)

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和8年度)
地域や企業等で自主的に開催した人権に関する研修会の実施数	6 コマ	15 コマ

## ③ 広報活動の充実

広報紙への記事掲載、啓発パンフレット等の発行やホームページの活用等を積極的に行い、人権啓発に関する広報活動の充実を図ります。

(主な事業)

事業名	事業概要
市広報紙人権・同和問題記事掲載事業	市広報紙へ人権・同和問題に関する啓発記事の掲載

— 策定の経緯 —

年 月 日	内 容
令和2年8月25日	教育委員会から社会教育委員の会議へ計画策定について 諮問を受ける
令和2年10月7日	第1回策定委員会 (第2次八女市社会教育計画の策定について)
令和2年10月21日	ワーキング会議①
令和2年11月25日	ワーキング会議②(素案作成)
令和2年12月11日	第2回策定委員会(原案検討・作成)
令和2年12月12日	ワーキング会議③(原案修正)
令和3年1月15日	第3回策定委員会(答申案決定)
令和3年1月27日	社会教育委員の会議から教育委員会へ答申
令和3年2月1日～2月15日	パブリックコメント
令和3年3月25日	「第2次八女市社会教育計画」を決定

## 八女市社会教育計画策定委員会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、八女市社会教育委員条例（昭和41年八女市条例第8号）第5条第1号に規定する八女市社会教育計画（以下「社会教育計画」という。）を策定するため設置する八女市社会教育計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を検討し、及び協議する。

- (1) 社会教育計画策定に関する事項
- (2) その他社会教育計画策定に関し教育委員会が必要と認める事項

### (組織等)

第3条 策定委員会の委員は、八女市社会教育委員をもって構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から社会教育計画策定の日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

### (庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

## 第2次八女市社会教育計画策定委員名簿

	氏名	所属団体等
委員長	杉山 信行	学識経験者
副委員長	馬場 輝美	学識経験者
委員	元田 容弘	八女市公民館連絡協議会
”	下川 京子	八女市人権・同和教育研究協議会
”	内野由美子	八女市スポーツ推進委員会
”	星野 喜則	八女市文化連盟連合会
”	梅野 満	特定非営利活動法人まなびっと八媛
”	田中 潤	八女市PTA連合会
”	池田 博文	八女市小学校長会
”	小川三重子	学識経験者
”	樋口 好枝	学識経験者
”	樋口 富代	学識経験者

## 第2次八女市社会教育計画

令和3年3月発行

---

編集・発行 八女市教育委員会 社会教育課

〒834-8585 福岡県八女市本町647  
TEL 0943-23-1318  
FAX 0943-24-4331

